

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例を 制定しました

固商工課☎43-9242



市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、八戸市の産業・経済・雇用の担い手として重要な役割を務めており、これまで八戸市の発展を支えてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化による競争激化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、さらには、地震や津波、洪水、土砂災害などの大規模な自然災害の頻発や、感染症の世界的な大流行などが中小企業・小規模企業の事業継続に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中で、将来にわたり八戸市が持続的な発展をしていくためには、地域社会を構成する多様な主体が連携し、それぞれの役割に応じ、中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを行うことが必要です。

そこで、市では、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱の1つとして位置付けるとともに、地域社会が中小企業・小規模企業の重要性を共有し、一体となってその振興に取り組むため、これまでの八戸市中小企業振興条例(昭和53年施行)に加えて「八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、令和4年4月1日に施行しました。

【基本条例】

地域全体で中小企業・小規模企業の振興に取り組むこと(理念)を規定

【振興条例】

中小企業に対する市の具体的な助成制度を規定

■中小企業・小規模企業とは？

業種	中小企業(下記のいずれかを満たすもの)		うち小規模企業
	資本金	常時使用する従業員	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

■八戸市における中小企業・小規模企業の状況

区分	企業数	構成比
①中小企業	7,350	99.8%
小規模企業	6,172	83.8%
小規模企業以外の企業	1,178	16.0%
②大企業	13	0.2%
合計(①+②)	7,363	100.0%

出典:中小企業庁「市区町村別企業数(民営、非一次産業、2016年)」



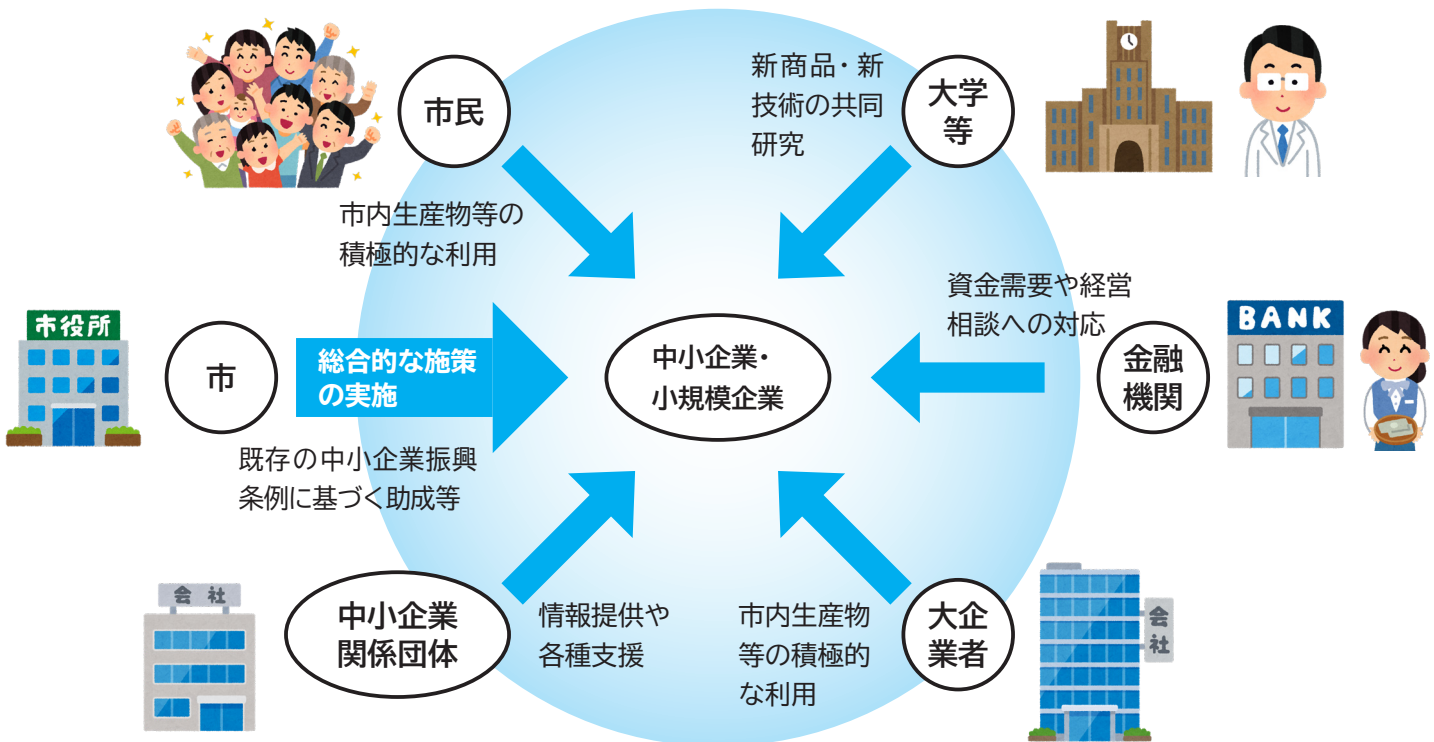
市内企業のうち、中小企業の割合は99.8%、その中でも小規模企業は83.8%を占めているにゃ。

■条例の内容は？

この条例は、中小企業・小規模企業の振興についての基本理念や、市の責務などのほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めており、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって八戸市の経済の発展および市民生活の向上に寄与することを目的としています。

基本理念(第3条)

- ①中小企業が本市経済の発展、雇用の創出等に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- ②中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- ③本市が有する地域資源及び産業基盤の積極的な活用により、経営の革新及び創業並びに創造的な事業活動が促進されること。
- ④本市経済の循環の促進により、持続可能な地域社会の構築が図られること。
- ⑤小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に資する環境が整備され、小規模企業の持続的な発展が図られること。
- ⑥市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が、中小企業者とともに相互に連携し、及び協力すること。



■具体的な取り組みの進め方は？

中小企業・小規模企業の振興に向けた具体的な取り組みを行う上で、実際に企業経営に携わる人や、中小企業・小規模企業の支援に携わる団体などから「現場の声」を聴き、その時々ニーズをくみ取ることが重要です。

この条例では、こうした人々で構成される「八戸市中小企業・小規模企業振興会議」を設置し、中小企業・小規模企業の振興に関して調査審議・提言などを行うこととしています。

振興会議の概要

【委員数】15人以内

【任期】2年以内

【構成】学識経験者、中小企業関係団体の関係者、金融機関の関係者、中小企業の経営者、関係行政機関の職員、公募委員※

※公募委員の募集については、後日、市ホームページなどでお知らせします。